

大分大学医学部附属病院集中治療部細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-27号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院集中治療部（以下「集中治療部」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(集中治療部長)

第2条 集中治療部長（以下「部長」という。）は、病院長の命を受け、集中治療部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(集中治療部副部長)

第3条 集中治療部副部長（以下「副部長」という。）は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部長及び副部長の資格)

第4条 部長及び副部長は、原則として、集中治療医学会認定医の資格を有する者とする。

(業務)

第5条 集中治療部においては、次の業務を行う。

- (1) 各診療科において発生した重症患者の管理及び治療に関すること。
- (2) 各種重症患者の治療に関する教育及び研究に関すること。
- (3) 関係診療科及び関係診療施設との連絡調整に関すること。
- (4) その他集中治療に関すること。

(運営会議)

第6条 集中治療部の運営に関する事項を審議するため集中治療部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 内科系の診療科の医師 若干人
- (4) 外科系の診療科の医師 各1人
- (5) 手術部長又は手術部副部長
- (6) 高度救命救急センターの医師 1人
- (7) 看護部長
- (8) 集中治療部看護師長
- (9) その他部長が必要と認めた者

3 前項第3号から第6号及び第9号の委員は、病院長が指名する。

4 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 第3項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営会議に議長を置き、部長をもって充てる。

7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

8 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

9 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 議長は、第2項第3号及び第4号の委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

11 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

12 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(患者の収容)

第7条 集中治療部において収容する患者は、呼吸、循環及び代謝その他の重篤な急性機能不全の者とする。ただし、終末期患者及び植物状態の患者は、原則として、収容しないものとする。

(患者の入退室及びベッドの確保)

第8条 集中治療部への患者の入退室は、集中治療部専任医師（以下「専任医師」という。）と当該患者の主治医と協議の上、部長又は副部長が決定する。

2 集中治療部の入室は、原則として診療科への入院手続の後とする。

(治療方針)

第9条 集中治療部において収容した患者の治療方針は、専任医師と当該患者の主治医との協議により決定する。

2 前項の主治医は、緊急時の連絡がとれるよう常時その所在を明らかにしておくものとする。

3 集中治療部から、患者の診察、治療等を求められた各診療科の医師は、速やかにこれに応ずるものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、集中治療部の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第6条第2項第3号から第6号まで及び第9号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院集中治療部規程（平成16年医学部規程第4-7号）及び大分大学医学部附属病院集中治療部運営細則（平成16年医学部細則第4-2号）は、廃止する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-24号）

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1-6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第4-6号）

この細則は、令和5年12月1日から施行する。